

合同納骨堂特別懇志・冥加金細則

宗教法人妙行寺合同納骨堂個別壇収蔵管理委託契約約款第5条および第7条ならびに宗教法人妙行寺合同納骨堂合葬墓管理委託契約約款第5条（以下、「両約款」という。）に定める特別懇志、懇志および維持冥加金については、以下のとおりとする。

（特別懇志）

第1条 納骨壇使用に係る特別懇志については、以下のとおりとする。

- 1) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：1封 15万円以上・骨箱料 16,500円（税込）
- 2) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：2封 20万円以上・骨箱料 16,500円（税込）
- 3) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：3封 25万円以上・骨箱料 27,500円（税込）
- 4) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：4封 30万円以上・骨箱料 27,500円（税込）
- 5) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：5封以上は1体につき2万円以上を加算
- 6) 合同納骨堂 合葬墓 なごみ：1封 8万円以上
- 7) 合同納骨堂 合葬墓 なごみ：2封以上は1封につき2万円以上を加算

※ 封骨料：骨壺一つにつき 14,300円（税込・6寸まで）

※ 骨箱料、封骨料に関しては、価格改定の可能性がございます。最新の価格は事務所に
てご確認ください。

（懇志）

第2条 納骨壇の継承手続きにかかる懇志については、以下のとおりとする。

納骨壇委託者変更手続懇志：1万円以上

（維持管理冥加金）

第3条 納骨堂および納骨壇の維持管理のための冥加金は以下のとおりとする。

- 1) 合同納骨堂 個別壇 ひかり：年間 5000円以上
- 2) 合同納骨堂 合葬墓 なごみ：年間 0円以上

（細則に定めのない事項）

第4条 本細則に定めのない事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この細則は、令和7年4月1日より施行する。

合同納骨堂取扱細則

宗教法人妙行寺合同納骨堂個別壇収蔵管理委託契約約款に定める個別壇（以下、「個別壇」という。）および宗教法人妙行寺合同納骨堂合葬墓管理委託契約約款に定める合葬墓（以下、「合葬墓」という。）の納骨・参拝については、以下のように取り扱うものとする。

（申込の手続き）

第1条 個別壇収蔵管理委託契約約款第4条および合葬墓管理委託契約約款第4条に定める申込に際し管理者に提出すべき書類は別紙1のとおりとする。

（焼骨の収蔵）

第2条 焼骨は、粉骨し、封骨された状態で収蔵する。

- 2 委託者は、委託者の負担で、管理者が指定する者に焼骨の粉骨・封骨を依頼する。
- 3 個別壇は、管理者指定の容器に焼骨を収蔵する。
- 4 複数または多量の焼骨を収蔵する際、委託者は、焼骨の再火葬を行うものとする。
- 5 個別壇・合葬墓の礼拝室に入る際は、管理者に都度、届出を行うものとする。

（禁止事項）

第3条 納骨堂内では、下記の事項を禁止する。

- ① 管理者に無断で、焼骨の収蔵や取り出しを行うこと。
- ② 納骨堂内で線香・ろうソクなど火気を使用すること。
- ③ 納骨堂内で大声での会話などで、他の参拝者に不快な思いをさせること。
- ④ リードをつけずにペットを同伴すること。鳴き声・行動等で周囲の参拝者に迷惑を掛けること。

（細則に定めのない事項）

第4条 本細則に定めのない事項は、約款の定めるところによる。

附 則

この細則は、令和7年4月1日より施行する。